

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会

## 平成24年度 3月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、陽春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、3月締めのお受付台数は16,105台で本年度累計は145,379台、前年度同月比106.0%、前年度累計比98.7%となりました。ご協力ありがとうございました。引き続き平成25年度も宜しくお願ひ申し上げます。  
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 大阪市に報告する新規物件の報告書第二面について

大阪市へ報告する新規物件について、報告書(第二面)【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】は、洩れなく記入するよう指導がありました。初回報告の際に協議会が開示できる場合は、開示した内容を所有者・管理者にご確認の上転記して再提出して下さい。4号建物に設置の昇降機を初回報告される場合は、報告書(第二面)【8. 備考】へ、建物の確認番号と確認年月日及び検査済証交付番号と検査済証交付年月日を記載願ひます。いかなる手段においても情報が得られない場合は、大阪市都市計画局建築指導部建築確認課へお問い合わせご指導を仰いで下さい。

#### 2. 昇降機定期検査報告について

協議会を通じて特定行政庁へ報告する昇降機の定期検査報告は、建築基準法第12条第3項物件です。最近協議会に提出される物件に12条4項物件が多数ふくまれております。特定行政庁所有の物件は12条4項に該当しますので協議会への提出は不要です。

神戸市の場合は、神戸市所有の物件において管理者が神戸市指定の民間会社等の場合は12条3項で報告するようご指導されていますので、協議会へご提出して下さい。

#### 3. 協議会ホームページ更新について

国土交通省告示第1449号・1450号の一部改正が4月1日施行されました。この法改正により検査結果表と別添1様式も改正されています。改正版の検査結果表と別添1様式をホームページに掲載いたしましたのでご利用下さい。

帳票のダウンロードは、ホームページトップ画面の「帳票ダウンロード」をクリックすると赤表記で「最新の帳票ダウンロードはこちら」が表示されます。これをクリックすることで新法対応の検査結果表がダウンロードできる画面となります。5月以降に旧帳票を削除して新帳票に差し替える予定です。

#### 4. 新法対応報告書の記入要領について

国土交通省告示第1449号・1450号の一部改正が4月1日施行され、これに対応する帳票も更新されました。これに伴い一般財団法人日本建築設備・昇降機センターのホームページに「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」の当該箇所の解説部分をホームページに掲載されています。基本的には解説されている通りですが、2-(3)主索の欄で錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径の欄は①赤錆がない場合主索番号欄に錆無しと記載し直径と未摩耗損直径及び比率の項目は(一)とします。②赤錆が有る場合は当該主索No.を記載し夫々の径を記載後指示通りの写真を添付して下さい。

この場合別添1様式には最も摩損した主索の写真と錆の有る主索の2種類を添付して下さい。

以上